

答申第 633 号

平成 29 年 3 月 23 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 12 月 14 日付けで諮問された特定県債残高に関する文書不存在の件  
（その 2）（諮問第 712 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定県債残高に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月27日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、県債を管理している帳票である「借入先別・会計別現在高表《決算ベース》（実額ベース）」と同じ作りの資料であって、新規に発行した県債（以下「新発債」という。）及び借り替えを行った県債（以下「借替債」という。）が区分して記載されている平成26年度及び平成27年度県債に係る資料（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月11日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年10月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項の規定に基づき提出した資料における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 数字を取り扱うからには、詳細な検算を行うのが最低限の責務であり、本件対象文書が不存在であるはずがない。作成された資料の正確性を担保するためには、異なる角度からの検算が不可欠であり、本件対象文書が存在しないとして済まされるものではない。
- (2) 県債の現在高の一部については、完璧な検算が行われておらず、不適切であり、現状のままでは、償還が完了するまで、誤った管理が行われることとなる。
- (3) 実施機関は、県債の現在高の一部の積算方法について、審査請求人が主張

するいずれの方法が正しいのか、明白にすべきである。

#### 4 実施機関（総務局財政部財政課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第19条第3項の規定に基づき当審査会が提出を求めた資料における説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 県債は、その借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還予定等のデータを銘柄ごとに入力した「起債管理システム」により管理を行っているところ、同システムの主な利用目的は、各債権者への毎月（支払期日ごと）の償還額を把握すること及び県債全体の残高状況を把握することを通じ、翌年度の公債費（元利金償還）の予算額を積算することにある。

(2) 審査請求人は、新発債と借替債の区分が記載されている「借入先別・会計別現在高表《決算ベース》（実額ベース）」と同じ作りの資料を公開請求の対象としているが、借替債とは、次のようなものである。

ア 過去に発行した地方債（新発債）の償還財源を調達するために新たに地方債を発行することを「地方債の借替え」と言い、このようにして新たに発行された地方債のことを「借替債」と言う。

イ 満期一括償還地方債は、国からの指導に基づき、満期日に償還するための財源を、毎年度一定額、減債基金に積み立てているところ、満期一括償還地方債は、一般に30年をかけて全体の金額を償還するものであるものの、多くの場合、満期までの年限は10年又は5年であるため、当該期間内で減債基金として償還財源が積み立てられない金額については、「借替債」を発行し、償還財源を調達することとしている。

(3) 本件対象文書は、次のとおり、「起債管理システム」から出力することはできず、また、その必要性がないことから、同システムから出力できる帳票とは別に作成することもないため不存在である。

ア 各債権者への毎月の償還額を把握するという観点では、銘柄ごとの借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還予定等を把握することが肝要であり、その内訳として、新発債であるか借替債であるかといった情報は不要である。

イ また、県債の現在高自体は、県の財政状況を把握する上で重要な情報であるが、財政状況を把握するという観点では、「県債全体の残高」を把握することが肝要であり、その内訳として、新発債であるか借替債であるかといった情報は不要である。

ウ このように、県債を管理するに当たって、新発債・借替債の別は重要でなく、また、県議会に提出する予算に関する説明書や決算審査意見書にも、かかる情報を記載する必要がないことから、「起債管理システム」には、本件対象文書に該当する帳票を出力する機能は備わっておらず、同システムから出力する帳票とは別に、本件対象文書に該当するものを作成したこともない。

- (4) なお、審査請求人は、資料の正確性を担保するために、本件対象文書が存在するはずである旨主張するが、県債の現在高については、「前年度末現在高＋当該年度借入額－当該年度償還額」により計算し、毎年度、神奈川県議会において決算の認定を受けるとともに、所管課としても、「起債管理システム」のデータと照合の上、その額の正確性を確認しているのであって、本件対象文書が存在しなくとも、これらの手続により、正確な金額として確認されているものである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件対象文書の存否について

当審査会で確認したところ、実施機関が説明するとおり、県債については、その借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還予定等のデータを銘柄ごとに入力した「起債管理システム」により管理され、同システムの主な利用目的は、各債権者への毎月の償還額を把握すること及び県債全体の残高状況を把握することを通じ、翌年度の公債費の予算額を積算することにあると認められる。

そして、次のとおり、本件対象文書については、その必要性がないことから、「起債管理システム」に本件対象文書に該当する文書を出力する機能が備わっておらず、また、同システムから出力できる帳票とは別にこれを作成することもないため不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認め

られない。

ア 各債権者への毎月の償還額を把握するという観点では、銘柄ごとの借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還予定等を把握することが肝要であり、その内訳として、新発債であるか借替債であるかといった情報は必須とは認められないこと。

イ 財政状況を把握するという観点では、「県債全体の残高」を把握することが肝要であり、その内訳として、新発債であるか借替債であるかといった情報は必須とは認められないこと。

ウ 県議会に提出する予算に関する説明書や決算審査意見書にも、新発債であるか借替債であるかといった情報は記載する必要がないこと。

## (2) 補足

なお、審査請求人は、資料の正確性を担保するために、本件対象文書が存在するはずである旨主張するが、県債の現在高については、前記4(4)のとおり、実施機関の説明する方法により、その正確性を確認することが可能であり、審査請求人が主張するように本件対象文書でなければ確認できないという性質のものではないから、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

## (3) その他

審査請求人は、前記3(2)及び(3)のとおり、実施機関による県債の現在高の管理方法に誤りがあることやその一部の積算方法について、実施機関が、審査請求人が主張する何れの計算方法が正しいのかを明白にすべき旨主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定につき、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合において、実施機関の裁決に先立って諮問を受け、諾否決定の是非に関する意見を述べるのが責務であって、審査請求人の前記主張について論評する立場にはない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 12 月 19 日	○ 諮問
平成 29 年 2 月 23 日 (第 161 回部会)	○ 審議
2 月 28 日	○ 実施機関に対し条例第 19 条第 3 項の規定に基づき資料の提出を要求
3 月 7 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
3 月 10 日	○ 実施機関から条例第 19 条第 3 項に規定された資料を収受
3 月 22 日 (第 162 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

（平成 29 年 3 月 23 日現在）（五十音順）